官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一五四）　二
〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（財務・農林水産三一）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三三）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一五七五）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一五七六）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一五七七）　五
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一五七八）　五
○令和九年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件（同一五七九）　五
○発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（経済産業一三二）　五
〔その他告示〕
○電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件（総務三八五）　六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務八三）　六
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産一五八〇）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件（海上保安庁四〇）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一〇二、一〇三）　六
○浄化槽の型式の認定を更新した件（関東地方整備局二三一）　七
○道路に関する件（中国地方整備局九一、九二）　八
〔国会事項〕
内閣　国土交通省　八
〔人事異動〕
内閣　国土交通省　九
〔皇室事項〕
官庁事項　九
〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九
産　業
日本産業規格（経済産業省）　九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、財団関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一七

規則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十月二十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一五四

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「局長　総括審議官」を「次長　局長　監督総括審議官」に、「検査監理官　審判官」を「審判官　検査監理官」に改め、「国際室長」及び「情報・分析室長　リスク管理検査室長　サイバーセキュリティ対策企画調整室長　マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室長　金融サービス利用者相談室長　金融サービス仲介業室長　貸金業室長　フィンテックモニタリング室長　信用機構企画室長」を削り、「監督調査室長」を「信用機構企画室長　市場機能強化室長　暗号資産企画室長　監督調査室長　リスク管理検査室長　サイバーセキュリティ対策企画調整室長　金融犯罪対策室長　金融サービス利用者相談室長　貸金業室長」に、「監督企画官　地域金融生産性向上支援室長　協同組織金融室長」を「金融仲介企画室長　協同組織金融室長　資産運用調整官」に、「資産運用調整官」を「金融サービス仲介業室長　イノベーション推進室長」に改め、同部証券取引等監視委員会事務局の項中「情報解析室長」を「情報解析室長　国際取引等分析室長」に改める。

別表総務省の部内部局の項中「国際機関室長」を「国際機関室長　スタートアップ支援室長」に改め、「標準化戦略室長」及び「デジタル経済推進室長」を削り、「国際企画室長」を「国際企画室長　電気通信経済安全保障室長」に、「国際戦略局参事官」を「情報流通行政局参事官」に改め、「及び人事に関する事務を担当する者」を削る。

別表法務省の部内部局の項中「訟務調査室長」を「訟務調査室長　訟務企画官」に改める。

別表財務省の部内部局の項中「事務管理室長　税関考査管理室長」を「デジタル基盤統括室長　税関考査管理室長」に、「経済連携室長」を「経済連携室長　経済安全保障政策企画官」に、「人事専門官」を「主任会計事務効率化専門官　人事専門官」に改め、同部税関の項中「特別関税調査官」を「特別調査官」に改める。

別表国税庁の部内部局の項中「人事係長」を「監督評価事務専門官　人事専門官　厚生専門官　国税庁監察事務専門官　人事係長」に改め、同部国税不服審判所の項中「人事係長」を「人事係長　庶務係長」に改め、同部国税局の項中「国税広報広聴室長」を「国税広報広聴室長　特別国税管理官」に、「人事係長」を「人事専門官　厚生専門官　人事係長」に改め、同部沖縄国税事務所の項中「人事係長」を「人事専門官　人事係長」に改める。

別表国土交通省の部内部局の項中「先任技術管理航空管制技術官」を「先任技術管理航空管制技術官　準天頂衛星連携調整官」に改め、同部地方整備局の項中「専門調査官（人事課）の下に「、総務課」を加える。

別表環境省の部内部局の項中「市場メカニズム室長」を「環境金融推進室長」に、「気候変動国際交渉室長」を「気候変動国際協力室長」に、「国立公園利用推進室長」を「生物多様性ビジネス推進室長　国立公園利用推進室長」に改め、同部地方環境事務所の項を次のように改める。

地方環境局	局長　次長　保全統括官　部長　課長　統括環境保全企画官　統括自然保護企画官　地域脱炭素創生室長　支所長　課長補佐（管理）　人事係長

別表備考第一項中「令和八年五月三十一日」を「令和八年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第三十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日

財務大臣　片山さつき

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分四厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三分四厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分五厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分四厘とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分三厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三分三厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分四厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分四厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分三厘とする。
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年二分三厘五毛
五年を超え六年以下	年二分四厘五毛
六年を超え七年以下	年二分五厘五毛
七年を超え八年以下	年二分六厘五毛
八年を超え九年以下	年二分七厘五毛

償還期限	利率
五年以下	年二分一厘五毛
五年を超え六年以下	年二分二厘五毛
六年を超え七年以下	年二分三厘五毛
七年を超え八年以下	年二分四厘五毛
八年を超え九年以下	年二分五厘五毛

九年を超え十年以下	年二分八厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年三分五毛
十三年を超え十四年以下	年三分一厘五毛
十四年を超え十六年以下	年三分二厘五毛
十六年を超え十七年以下	年三分三厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年三分四厘
（削る）	（削る）

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年二分三厘五毛
五年を超え六年以下	年二分四厘五毛

九年を超え十年以下	年二分六厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年三分五毛
十五年を超え十七年以下	年三分一厘五毛
十七年を超え十八年以下	年三分二厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年三分三厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年二分一厘五毛
五年を超え六年以下	年二分二厘五毛

六年を超え七年以下	年二分五厘五毛
七年を超え八年以下	年二分六厘五毛
八年を超え九年以下	年二分七厘五毛
九年を超え十年以下	年二分八厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年三分五毛
十三年を超え十四年以下	年三分一厘五毛
十四年を超え十六年以下	年三分二厘五毛
十六年を超え十七年以下	年三分三厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年三分四厘
（削る）	（削る）

六年を超え七年以下	年二分三厘五毛
七年を超え八年以下	年二分四厘五毛
八年を超え九年以下	年二分五厘五毛
九年を超え十年以下	年二分六厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年三分五毛
十五年を超え十七年以下	年三分一厘五毛
十七年を超え十八年以下	年三分二厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年三分三厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三十二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日

財務大臣　片山さつき

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・六五パーセントを超える場合は、年四・六五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・五五パーセントを超える場合は、年四・五五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三十三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・六五パーセントを超える場合は、年四・六五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・五五パーセントを超える場合は、年四・五五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百七十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分四厘とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分三厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百七十六号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号及び第三条第四項の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（貸付利率の上限）		（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。		**第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率	資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分四厘	一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分三厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年三分四厘	二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年三分三厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分四厘	三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分三厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分四厘	四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分三厘

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分四厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分三厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百七十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日　農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。	農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百七十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和九年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年十月二十日　農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百三十二号

発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第三条第一項の規定に基づき、次のように地点を指定したので、告示する。

令和八年十月二十日　経済産業大臣　赤澤　亮正

1　石川県小松市花立町

2　石川県小松市新保町

3　石川県小松市丸山町

五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分四厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分四厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分四厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分四厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分四厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分四厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分四厘

（利子補給率の上限）

第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分三厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分三厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分三厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分三厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分三厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分三厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分三厘

（利子補給率の上限）

第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百七十七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日　農林水産大臣　武部　新

その他告示

○総務省告示第三百八十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十条第三項第二号及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の四の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百二十一号（電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された株式会社ＮＴＴドコモに係る同条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。	［同上］
［一～三　略］ 四　ＮＴＴブロードバンドプラットフォーム株式会社 五　ＮＴＴ　ＭＥ株式会社 ［六　略］ 七　ＮＴＴＰＣコミュニケーションズ株式会社 ［八　略］	［一～三　同上］ 四　エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 五　株式会社エヌ・ティ・ティエムイー ［六　同上］ 七　株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ ［八　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○法務省告示第八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日

法務大臣　山下　貴司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［同上］	［同上］

別表第一

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［略］	［略］
ウィズドム国際学院	千葉県	ウィズドム国際学院	千葉県
上野国際ビジネス専門学校	千葉県	上野法科ビジネス専門学校	千葉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		新宿平和日本語学校	東京都
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ユニタス日本語学校東京校	東京都	ユニタス日本語学校東京校	東京都
Ｕｎｉｐｅａｃｅ　Ｔｏｋｙｏ　Ａｃａｄｅｍｙ	東京都	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］は注記である。

○農林水産省告示第千五百八十号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和八年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和八年十月二十日

農林水産大臣　武部　新

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、八三〇、三〇〇円
褐毛和種	一頭につき、七三七、六〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二八三、八〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、四五四、五〇〇円

○海上保安庁告示第四十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から確認業務を行う事業場の所在地について、令和八年十月二十日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十日

海上保安庁長官　宮澤　康一

変更する九州事業所の所在地

変更後	変更前
福岡県北九州市門司区庄司町一番七号	福岡県北九州市門司区東本町一丁目六番二十四号

○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十日

東北地方整備局長　小島　優

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市平石字熊清水三番六から同市大森字唐橋一七番一六まで	前	三五・九九～一四四・八八メートル
	後	三五・九九～一四四・八八メートル一・七〇八

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十日

東北地方整備局長　小島　優

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	福島市松川町浅川字羽山岳無番から同市松川町浅川字峯島三番七まで	東北地方整備局河川国道事務局及び同局
〃	福島市平石字天神前二九番から同市平石字熊野前七番まで	福島河川国道事務所
〃	福島市小田字関根一五番一から同市小田字東新田ノ目六四番一まで	〃
〃	福島市小田字向田三八番一から同市小田字扇田二〇番一まで	〃
〃	福島市小田字光谷五八番一から同市小田字並柳一八番まで	〃
〃	福島市大森字下原田七五番一から同市大森字唐橋一七番一六まで	〃
〃	福島市大森字唐橋五六番一から同市大森字西ノ内三六番三まで	〃

供用開始の期日　令和八年十月二十日

○関東地方整備局告示第二百三十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和八年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十日

関東地方整備局長　西澤　賢太郎

（別紙）

認定更新番号表

（令和８年10月１日）

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱西原ネオ 代表取締役　月橋　伸夫		
ネオ浄化そう　ＭＣＢ－14ｂ型	3－21K－H－001	3－26K－H－001
〃　ＭＣＢ－18ｂ型	〃　－1	〃　－1
〃　ＭＣＢ－21ｂ型	〃　－2	〃　－2
〃　ＭＣＢ－25ｂ型	〃　－3	〃　－3
〃　ＭＣＢ－28ｂ型	〃　－4	〃　－4
ネオ浄化そう　ＭＣＢ－30ｃ型	3－21K－H－002	3－26K－H－002
〃　ＭＣＢ－35ｃ型	〃　－1	〃　－1
〃　ＭＣＢ－40ｃ型	〃　－2	〃　－2
〃　ＭＣＢ－45ｃ型	〃　－3	〃　－3
〃　ＭＣＢ－50ｃ型	〃　－4	〃　－4
ネオ浄化そう　ＭＣＢ－Ⅰ型	3－21K－H－003	3－26K－H－003
ネオ浄化そう　ＭＣＢ－Ⅱ70ｃ型	3－21K－H－004	3－26K－H－004
〃　ＭＣＢ－Ⅱ80ｃ型	〃　－1	〃　－1
〃　ＭＣＢ－Ⅱ90ｃ型	〃　－2	〃　－2
〃　ＭＣＢ－Ⅱ100ｃ型	〃　－3	〃　－3
〃　ＭＣＢ－Ⅲ105ｃ型	〃　－4	〃　－4
〃　ＭＣＢ－Ⅲ120ｃ型	〃　－5	〃　－5
〃　ＭＣＢ－Ⅲ135ｃ型	〃　－6	〃　－6
〃　ＭＣＢ－Ⅲ150ｃ型	〃　－7	〃　－7
ネオ浄化そう　ＮＲＺ－１Ａ型	3－22－H－001	3－26K－H－005
〃　ＮＲＺ－２Ａ１型	〃　－1	〃　－1
〃　ＮＲＺ－２Ａ２型	〃　－2	〃　－2
〃　ＮＲＺ－３Ａ型	〃　－3	〃　－3
〃　ＮＲＺ－ＡＢ型	〃　－4	〃　－4
〃　ＮＲＺ－Ｂ型	〃　－5	〃　－5
㈱ハウステック 代表取締役社長　新井　　仁		
名称なし　ＨＮＲ１－Ａ１型 (51～280)	3－21K－H－005	3－26K－H－006
〃　ＨＮＲ１－Ａ２型 (101～430)	〃　－1	〃　－1
〃　ＨＮＲ１－Ａ３型 (101～500)	〃　－2	〃　－2
〃　ＨＮＲ１－Ａ４型 (201～500)	〃　－3	〃　－3
〃　ＨＮＲ１－Ａ５型 (201～500)	〃　－4	〃　－4
〃　ＨＮＲ１－Ａ６型 (201～500)	〃　－5	〃　－5
名称なし　ＨＮＲ１－Ｂ６型 (501～1000)	3－21K－H－006	3－26K－H－007
〃　ＨＮＲ１－Ａ10型 (501～1000)	〃　－1	〃　－1
〃　ＨＮＲ１－Ａ11型 (501～1000)	〃　－2	〃　－2
名称なし　ＫＲＳ－14Ａ型	3－21－H－001	3－26K－H－008
〃　ＫＲＳ－18Ａ型	3－21－H－002	3－26K－H－009
〃　ＫＲＳ－21Ａ型	〃　－1	〃　－1

㈱ヤマト 代表取締役社長執行役員 町田　豊			
ヤマト浄化槽			
HM―B―01―１型	3―21K―H―007	3―26K―H―010	
〃	―１	〃	―１
HM―B―01―２A型	〃	〃	〃
〃	―２	〃	―２
HM―B―01―２B型	〃	〃	〃
〃	―３	〃	―３
HM―B―01―３A型	〃	〃	〃
〃	―４	〃	―４
HM―B―01―３B型	〃	〃	〃
〃	―５	〃	―５
HM―B―01―４A型	〃	〃	〃
〃	―６	〃	―６
HM―B―01―４B型	〃	〃	〃
〃	―７	〃	―７
HM―B―01―５A型	〃	〃	〃
〃	―８	〃	―８
HM―B―01―５B型	〃	〃	〃
〃	―９	〃	―９
HM―B―01―６A型	〃	〃	〃
〃	―10	〃	―10
HM―B―01―６B型	〃	〃	〃
〃	―11	〃	―11
HM―B―01―７B型	〃	〃	〃
〃	―12	〃	―12
HM―B―01―８B型	〃	〃	〃
〃	―13	〃	―13
HM―B―01―９B型	〃	〃	〃
〃	―14	〃	―14
HM―B―01―10B型	〃	〃	〃
〃	―15	〃	―15
HM―B―01―11B型	〃	〃	〃
〃	―16	〃	―16
HM―B―01―12B型	〃	〃	〃
〃	―17	〃	―17
HM―B―01―13B型			
〃	―18	〃	―18
ヤマト浄化槽			
HM―NP―01―１型	3―21K―H―008	3―26K―H―011	
〃	―１	〃	―１
HM―NP―01―２A型	〃	〃	〃
〃	―２	〃	―２
HM―NP―01―２B型	〃	〃	〃
〃	―３	〃	―３
HM―NP―01―３A型	〃	〃	〃
〃	―４	〃	―４
HM―NP―01―３B型	〃	〃	〃
〃	―５	〃	―５
HM―NP―01―４A型	〃	〃	〃
〃	―６	〃	―６
HM―NP―01―４B型	〃	〃	〃
〃	―７	〃	―７
HM―NP―01―５A型	〃	〃	〃
〃	―８	〃	―８
HM―NP―01―５B型	〃	〃	〃
〃	―９	〃	―９
HM―NP―01―６A型	〃	〃	〃
〃	―10	〃	―10
HM―NP―01―６B型	〃	〃	〃
〃	―11	〃	―11
HM―NP―01―８A型	〃	〃	〃
〃	―12	〃	―12
HM―NP―01―８B型	〃	〃	〃
〃	―13	〃	―13
HM―NP―01―10A型	〃	〃	〃
〃	―14	〃	―14
HM―NP―01―10B型	〃	〃	〃
〃	―15	〃	―15
HM―NP―01―12A型	〃	〃	〃
〃	―16	〃	―16
HM―NP―01―12B型	〃	〃	〃
〃	―17	〃	―17
HM―NP―01―14A型	〃	〃	〃
〃	―18	〃	―18
HM―NP―01―14B型			

○中国地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十日

中国地方整備局長　山本　大志

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二号

㈢　道路の区域

区間　岩国市周東町西長野字坪井四八一番四から同市周東町西長野字坪井四九二番一まで

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十日

中国地方整備局長　山本　大志

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　九号

㈢　道路の区域

区間

	変更前	後
敷地の幅員	一二・九七～三一・八四メートル	一六・六三～三六・七一メートル
延長	○・一三一キロメートル	○・一三一キロメートル

岩国市周東町西長野字坪井四八一番四から同市周東町西長野字坪井四九二番一まで

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十日

中国地方整備局長　山本　大志

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二号

㈢　道路の区域

区間

	変更前	後
敷地の幅員	一三・〇〇～一六・〇〇メートル	一三・〇〇～二五・〇〇メートル
延長	○・〇三一キロメートル	○・〇三一キロメートル

出雲市神門町七九五番一から同市神門町八一〇番一まで

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

十月十六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

経済上の連携に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

警察官職務執行法の一部を改正する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

答弁書受領

十月十六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出データセンターに関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出三為取引に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出国際海峡の慣習国際法化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出為替介入の国庫への負担に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出政府債務残高に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出いわゆる百三万円の壁への対応の効果に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出長年続いてきた過度な緊縮志向に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出特定海域内における軍艦の停泊に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領（予備審査）

十月十六日内閣から次の議案が送付された。

経済上の連携に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

警察官職務執行法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第一六号）
特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

答弁書受領

十月十六日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員奥田ふみよ提出令和八年熊本地震被災者の避難生活等支援に関する質問に対する答弁書（第一号）
参議院議員奥田ふみよ提出令和八年熊本地震被災者の生活再建等支援に関する質問に対する答弁書（第二号）
参議院議員奥田ふみよ提出消費税率の変更に関する質問に対する答弁書（第三号）
参議院議員奥田ふみよ提出地方議会の傍聴環境改善に関する質問に対する答弁書（第四号）
参議院議員石垣のりこ提出立川広域防災基地と副首都における首都中枢機能のバックアップに関する質問に対する答弁書（第五号）

人事異動

内閣

（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁）)内閣事務官　池田　英貴
経済産業省に出向させる（十月十六日）

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年十月二十日
東北地方整備局長　小島　優

国土交通省

令和九年不動産鑑定士試験短答式試験試験委員を免じます　野口　透良
令和九年不動産鑑定士試験短答式試験試験委員に任命します　城　麻実
任期は令和九年六月三十日までとします（以上十月十五日）

皇室事項

認証官任命式

十月十五日午後六時、宮中において、国務大臣武部新の認証官任命式が行われた。

御答信

天皇陛下から六月二十二日ルクセンブルク大公殿下へ発せられた御祝電に対し、九月二十四日御答信があった。
天皇陛下から八月二十一日ウクライナ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月二十五日御答信があった。
天皇陛下から九月十八日ネパール大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月三十日御答信があった。

御答電

天皇陛下から七月二十七日タイ国王陛下へ発せられた御祝電に対し、九月二十九日御答電があった。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十三号
(三) 占用を制限する区域　福島市松川町浅川字羽山岳無番から同市松川町浅川字峯道三番七まで
福島市平石字天神前二九番から同市平石字熊野前七番まで
福島市小田字関根一五番一から同市小田字東新田ノ目六四番一まで
福島市小田字向田三八番一から同市小田字扇田二〇番一まで
福島市小田字光谷五八番一から同市小田字並柳一八番まで
福島市大森字下原田七五番一から同市大森字唐橋一七番一六まで
福島市大森字唐橋五六番一から同市大森字西ノ内三六番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十月二十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所
備考

産業

日本産業規格

令和８年10月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和８年10月20日　経済産業大臣　赤澤　亮正

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

印刷技術―印刷製品の環境側面の伝達に関する要求事項―第１部：印刷一般　B9632―1
クリーンルーム及び関連する制御環境―第４部：設計，施工及びスタートアップ　B9920―4
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）の性能測定及び年間給湯効率算出方法　S2076
化学繊維製化粧ブラシの力学特性測定方法　S4052
靴―試験方法―ヒールの取付強さ　S5041
靴―ヒールの試験方法―第１部：耐疲労性　S5042―1
靴―ヒールの試験方法―第２部：耐衝撃性　S5042―2
情報技術―ユーザーインターフェース―サービス付きオフィスにおけるサービスを表すアイコン　X20931
情報技術―デジタル出版物のデジタル著作権管理（ＤＲＭ）技術の仕様―第２部：ユーザー鍵に基づく保護　X23078―2

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫―特性及び試験方法　B8630
クレオソート油，加工タール及びタールピッチ試験方法　K2425
ベンゼン・トルエン・キシレン―第１部：ベンゼン　K2435―1
ベンゼン・トルエン・キシレン―第２部：トルエン　K2435―2
ベンゼン・トルエン・キシレン―第３部：キシレン　K2435―3

ピリジン類（ピリジン・ピコリン・キノリン）	K2438
プラスチック―透明材料のヘーズの求め方	K7136
プラスチック―透明材料の全光線透過率の試験方法―第１部：一般的方法	K7361―１
鉱石中のコバルト定量方法	M8129
鉱石中のセレン定量方法	M8134
ＩＣカード実装仕様―第４部：高速処理用近接型ＩＣカード	X6319―４
Ｘ・γ線及びβ線用受動形個人線量計測装置並びに環境線量計測装置	Z4345

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

眼鏡フレーム及びサングラスの電子カタログ及び識別子―第１部：製品の識別子及び電子カタログ製品の階層	B7287―１
眼鏡フレーム及びサングラスの電子カタログ及び識別子―第２部：商業情報	B7287―２
眼鏡フレーム及びサングラスの電子カタログ及び識別子―第３部：技術情報	B7287―３
クリーンルームの設計・施工及びスタートアップ	B9919

公　告

諸　事　項

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表公示

資金決済に関する法律施行令第11条第５項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　株式会社ディア四日市

２．代表者の氏名　代表取締役　鈴木　主計

３．住所　三重県四日市市浜田町５番Ｂ１号

４．配当表

⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額
13,900,000円　①

⑵　発行保証金の還付手続に必要な費用の額
123,156円　②
うち官報公示費用　83,006円
証明書郵送費用　40,150円

⑶　配当の対象となる額（①－②）
13,776,844円

⑷　権利の実行に係る申出の総額
5,364,900円

⑸　申出者の人数　365人

⑹　配当の割合　100％
（申出額100円の場合の払渡額100円）

※資金決済に関する法律施行令第11条第９項に規定する費用の額（上記②）については、歳入徴収官東海財務局総務部次長が発行保証金の還付を受けることとする。

令和８年10月20日

東海財務局長　吉田　昭彦

工場財団

兵庫県加古郡稲美町六分一1295番地の７**株式会社ＧＭＪ**の工場財団に兵庫県加古郡稲美町六分一字百丁歩1295番７本社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年10月20日

神戸地方法務局加古川支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第８５６２号

東京都中野区本町二丁目46番1号

申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍　石川県小松市吉竹町ヨ126番地2

最後の住所　石川県小松市吉竹町ヨ126番地2

死亡の場所　石川県小松市

死亡年月日　令和6年7月18日

出生の場所　石川県小松市

出生年月日　昭和46年4月14日

職業　不明

被相続人　亡　西森　大祐

石川県小松市丸の内町1丁目38番地　吉田裕介法律事務所

相続財産清算人　吉田　裕介

催告期間満了日　令和9年4月30日

金沢家庭裁判所小松支部

令和８年（家）第４０２６２号

神戸市垂水区朝谷町８－７

申立人　間瀬　尚子

本籍　兵庫県明石市大久保町江井島９６６番地

最後の住所　神戸市西区池上１丁目７番地の１３　ドルチェハイツ１０２号

死亡の場所　兵庫県明石市

死亡年月日　令和7年12月5日

出生の場所　兵庫県明石市

出生年月日　昭和20年6月15日

職業　無職　被相続人　亡　坪田　吉正

神戸市中央区京町８０番　クリエイト神戸９階弁護士法人東町法律事務所

相続財産清算人　弁護士　脇山　泰朋

催告期間満了日　令和9年4月28日

神戸家庭裁判所

令和８年（家）第１０３号

島根県松江市伊勢宮町503番地11

申立人　増田　光代

本籍島根県松江市西津田五丁目928番地

最後の住所島根県松江市西津田五丁目９番２号

死亡の場所島根県松江市

死亡年月日推定令和８年３月20日

出生の場所島根県松江市

出生年月日昭和30年７月７日

職業　無職　被相続人　亡　増田　修

島根県松江市殿町516番地山陰鴻池ビル３階

相続財産清算人　弁護士法人井上晴夫法律事務所　代表社員　井上　晴夫

催告期間満了日　令和９年５月15日

松江家庭裁判所

令和８年（家）第１１６号

島根県雲南市加茂町神原1319番地

申立人　濱田　達雄

本籍島根県松江市雑賀町246番地

最後の住所島根県松江市雑賀町107番地

死亡の場所島根県松江市

死亡年月日令和８年５月12日

出生の場所島根県松江市

出生年月日昭和26年６月29日

職業　無職　被相続人　亡　石谷　貞雄

島根県松江市殿町383番地　山陰中央ビル202

濱田行政書士事務所

相続財産清算人　濱田　達雄

催告期間満了日　令和９年５月15日

松江家庭裁判所

令和８年（家）第２４６号

徳島県阿南市富岡町北通33番地１

申立人　社会福祉法人阿南市社会福祉協議会

本籍徳島県阿南市下大野町渡り上り255番地１

最後の住所徳島県阿南市下大野町渡り上り255番地１

死亡の場所徳島県阿南市

死亡年月日令和７年12月16日

出生の場所徳島県那賀郡坂野村

出生年月日昭和12年11月11日

職業無職　被相続人　亡　清原滿喜子

徳島県阿南市富岡町西石塚１－６　土佐野ビル202号

相続財産清算人　弁護士　大森　千夏

催告期間満了日　令和９年５月21日

徳島家庭裁判所阿南支部

令和８年（家）第７１５３０号

東京都世田谷区東玉川１－９－１

申立人　蒲原　隆介

本籍東京都世田谷区東玉川１丁目３９番地

最後の住所東京都世田谷区東玉川１－９－１

死亡の場所東京都世田谷区

死亡年月日推定令和７年１１月２６日

出生の場所佐賀県唐津市

出生年月日昭和５７年４月２１日

職業　自営業　被相続人　亡　蒲原　響太

事務所　東京都港区虎ノ門５丁目１３番１号虎ノ門４０ＭＴビル２階　虎ノ門総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　亀井　弘泰

催告期間満了日　令和９年４月３０日

東京家庭裁判所

令和８年（家）第７１７２８号
東京都練馬区石神井台７丁目２３番４－１０９号
申立人　白土　憲夫
本籍東京都世田谷区若林四丁目２７２番地
最後の住所東京都世田谷区世田谷１丁目３２番１４号大澤フルーツビル２０３
死亡の場所東京都目黒区
死亡年月日令和７年７月３０日
出生の場所石川県河北郡高松町
出生年月日昭和３２年２月２５日
職業　不明　被相続人　亡　越野　真由美
事務所　東京都港区虎ノ門１丁目１５番８号ＪＬＢグランエクリュ虎ノ門３階　湯浅・藤木法律特許事務所
相続財産清算人　弁護士　湯浅　知子
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第１１４９号
高知市上町三丁目１３番１４号
申立人　高知県信用保証協会
本籍高知県高岡郡中土佐町上ノ加江３８５９番地
最後の住所高知市比島町２丁目３番３１－９０２号ダイアパレス高知ヌーベルヴュー
死亡の場所高知県高知市
死亡年月日令和６年７月２０日
出生の場所高知県高岡郡上ノ加江町
出生年月日昭和２８年１月９日
職業　無職　被相続人　亡　笹岡　義晴
事務所　高知市升形２－１５　升形ビル３階北しげまつ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　重松　健二郎
催告期間満了日　令和９年５月１２日
高知家庭裁判所

令和８年（家）第７２１９７号
東京都渋谷区初台１丁目６番３号
申立人　有限会社エムキット
本籍東京都世田谷区経堂１丁目１４番
最後の住所東京都世田谷区経堂２丁目６番１号アームス経堂４０２
死亡の場所東京都世田谷区
死亡年月日推定令和７年１２月２５日
出生の場所東京都荒川区
出生年月日昭和２３年５月７日
職業　講師　被相続人　亡　那須　為行
事務所　東京都千代田区丸の内２－６－１丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
相続財産清算人　弁護士　上田　雅大
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３２４号
滋賀県高島市今津町今津1555番地２
申立人　清水　均
本籍滋賀県高島市今津町追分25５番地
最後の住所滋賀県高島市今津町今津1555番地２
死亡の場所滋賀県高島市
死亡年月日令和７年７月12日
出生の場所滋賀県高島郡三谷村
出生年月日大正10年12月25日
職業　無職　被相続人　亡　清水　久子
住所　大津市皇子が丘三丁目12－29　１階大津京法律事務所
相続財産清算人　弁護士中原　淳一
催告期間満了日　令和９年６月２日
大津家庭裁判所
高島出張所

令和８年（家）第９０４７０号
愛知県あま市七宝町沖之島深坪１番地
申立人　あま市
本籍愛知県あま市甚目寺山王２０番地
最後の住所東京都立川市砂川町二丁目２６番地の５ラ・メール１０２
死亡の場所東京都立川市
死亡年月日令和５年１月５日午前時刻不詳
出生の場所愛知県名古屋市北区
出生年月日昭和３３年１０月５日
職業　不明　被相続人　亡　横畠　敏郎
事務所　東京都武蔵野市御殿山１丁目２番２号グレイス御殿山４階　オオノ・キド法律事務所
相続財産清算人　弁護士　城戸　貴明
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第８１２１０号
大阪府豊中市寺内１丁目１１番１６－２０５
申立人　村井　かおる
本籍大阪府箕面市粟生新家五丁目６５５番地３３
最後の住所大阪府箕面市粟生新家５丁目１３番１２号
死亡の場所大阪府茨木市
死亡年月日令和８年５月３１日
出生の場所大阪府大阪市東淀川区
出生年月日昭和６年４月３０日
職業　無職　被相続人　亡　山下　淑子
住所　堺市堺区戎島町４丁４５－１ポルタス・センタービル７階
相続財産清算人　弁護士　畠山　啓太
催告期間満了日　令和９年５月１８日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第７３８４号
名古屋市中区丸の内３丁目６番11号　レインボー丸の内603号室　ラヴィエ法律事務所
申立人　加藤　裕治
本籍名古屋市東区古出来１丁目71３番地
最後の住所愛知県瀬戸市東茨町17番地の５
死亡の場所愛知県瀬戸市
死亡年月日令和７年２月３日
出生の場所愛知県瀬戸市
出生年月日昭和14年１月２日
職業不明　被相続人　亡　丹羽　巴
事務所名古屋市中区丸の内３丁目５番10号　名古屋丸の内ビル7階　せせらぎ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山口　季男
催告期間満了日　令和９年４月30日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第２０３５号
山形県酒田市東泉町４丁目12番地の８藤井正寿法律事務所
申立人　藤井　正寿
本籍山形県東田川郡庄内町狩川字楯下23番地
最後の住所山形県東田川郡庄内町狩川字楯下23番地
死亡の場所山形県酒田市
死亡年月日令和２年12月20日
出生の場所山形県東田川郡狩川町
出生年月日昭和25年２月５日
職業不明　被相続人　亡　安藤　和雄
事務所　山形県酒田市東泉町４丁目12番地の８藤井正寿法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤井　正寿
催告期間満了日　令和９年４月30日
山形家庭裁判所酒田支部

令和８年（家）第４０号
和歌山県日高郡美浜町大字和田１１３８番地の２７８
申立人　美浜町長　籔内　美和子
本籍大阪府豊中市庄内栄町三丁目２番
最後の住所和歌山県日高郡美浜町大字和田１１３８番地の１８０　養護老人ホームときわ寮
死亡の場所和歌山県日高郡美浜町
死亡年月日令和８年1月２８日
出生の場所岡山県勝田郡北吉野村
出生年月日昭和２３年６月２０日
職業無職　被相続人　亡　岸本　孝治
事務所和歌山県御坊市薗２９９番地１
相続財産清算人　司法書士　福田　常
催告期間満了日　令和９年４月３０日
和歌山家庭裁判所御坊支部

令和８年（家）第７１３９９号
東京都江東区大島３丁目１番３号
申立人　東京都江東都税事務所長
本籍東京都中央区日本橋茅場町３丁目１４番地６
最後の住所東京都江東区大島８丁目３４番１１－３１２号
死亡の場所東京都江東区
死亡年月日令和７年１０月３日頃
出生の場所東京都杉並区
出生年月日昭和３３年４月１０日
職業　不明　被相続人　亡　武藤　まゆみ
事務所　東京都新宿区四谷三栄町３番７号森山ビル東館３階　永野・山下・平本法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山下　敏雅
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第１５２５号
島根県出雲市大津町588番地４
申立人　有限会社アイディーワーク
本籍島根県出雲市上塩冶町2738番地35
最後の住所島根県出雲市上塩冶町2738番地35
死亡の場所島根県出雲市
死亡年月日推定令和６年８月15日
出生の場所島根県出雲市
出生年月日昭和42年９月29日、職業不詳
被相続人　亡　出川　薫朗
島根県出雲市天神町886番地１、事務所島根県出雲市天神町67番地１鐘推隆之司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　鐘推　隆之
催告期間満了日　令和９年４月28日
松江家庭裁判所出雲支部

令和８年（家）第７６１１号
愛知県海部郡蟹江町本町10丁目１41番地　コーポみやこ１階　かにえ法律事務所
申立人　服部　一将
本籍愛知県愛西市持中町八町84番地３
最後の住所愛西市持中町八町84番地３
死亡の場所名古屋市中区
死亡年月日令和８年６月17日
出生の場所愛知県津島市
出生年月日昭和33年９月６日
職業無職　　被相続人　亡　杉野　知里
事務所名古屋市東区筒井３丁目26番10号　リム．ファーストビル６階Ｃ号室　さわらび法律事務所
相続財産清算人　弁護士　河口　航平
催告期間満了日　令和９年４月28日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第　　４２８号
岡山県倉敷市児島小川町3688番地13
申立人　寺崎　二郎
本籍岡山県倉敷市児島通生2089番地３
最後の住所岡山県倉敷市児島通生2089番地３
死亡の場所岡山県倉敷市
死亡年月日令和８年４月11日ころから20日ころまでの間
出生の場所岡山県児島市
出生年月日昭和23年９月21日
職業会社経営　　被相続人　亡　北岡　雪子
岡山県倉敷市阿知３丁目３番１号大橋ビル３階　弁護士法人あおば中央法律事務所
相続財産清算人　弁護士　濱田　　弘
催告期間満了日　令和９年４月28日
岡山家庭裁判所　　児島出張所

令和８年（家）第７４７５号
名古屋市東区東新町１番地
申立人　中部電力パワーグリッド株式会社
本籍岐阜県山県市出戸６61番地
最後の住所名古屋市北区大野町１丁目１番地　アーバンラフレ志賀５棟５04号
死亡の場所名古屋市守山区
死亡年月日令和元年11月21日頃
出生の場所岐阜県山県郡美山村
出生年月日昭和31年３月29日
職業不明　　被相続人　亡　洞山　敏郎
事務所名古屋市中区丸の内２丁目19番25号　ＭＳ桜通７階　弁護士法人片岡法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高木　誠之
催告期間満了日　令和９年４月28日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第１０５号
長野県下伊那郡松川町元大島4562番地
申立人　大石　　勇
本籍長野県下伊那郡松川町元大島3437番地
最後の住所長野県下伊那郡松川町元大島3437番地１
死亡の場所長野県下伊那郡松川町
死亡年月日令和８年６月17日
出生の場所長野県下伊那郡大島村
出生年月日昭和12年７月21日
職業無職　　被相続人　亡　大石さき江
長野県飯田市鈴加町２丁目16番地１　弁護士法人はら協同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　原　　史織
催告期間満了日　令和９年４月28日
長野家庭裁判所飯田支部

令和８年（家）第９０５２号
鳥取県米子市古豊千１５５番地１
申立人　渡部　俊介
本籍鳥取県米子市古豊千１５５番地１
最後の住所鳥取県米子市古豊千１５５番地１
死亡の場所鳥取県米子市
死亡年月日令和８年３月16日
出生の場所鳥取県米子市
出生年月日昭和25年３月13日
職業　会社員　被相続人　亡　渡部　幸男
鳥取県米子市加茂町一丁目14番地　中村・川端・山内法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山内　　功
催告期間満了日　令和９年４月28日
鳥取家庭裁判所米子支部

令和８年（家）第７０５０号
福島県いわき市平字梅本21番地
申立人　いわき市
本籍福島県いわき市内郷高野町中倉92番地
最後の住所福島県いわき市好間町北好間字堂田25番地
死亡の場所福島県いわき市
死亡年月日平成21年5月1日ころから10日ころまでの間
出生の場所福島県石城郡三和村
出生年月日昭和35年10月29日
職業不明　　被相続人　亡　柏原みゆき
福島県いわき市平字小太郎町４番地の９　平小太郎ビル３階　弁護士法人湊法律事務所
相続財産清算人　弁護士　安藤　眞史
催告期間満了日　令和９年４月28日
福島家庭裁判所いわき支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（ヘ）第４号
神奈川県川崎市麻生区上麻生３丁目22番６－601号
申立人　隠岐　義宣
権利の届出の終期　令和９年１月７日
令和８年９月18日　　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴　主である建物　京都市北区紫野大徳寺町10番地１
93番　居宅　木造瓦葺２階建１階73.38平方メートル　２階52.89平方メートル
附属建物　便所　木造瓦葺平家建　４．62平方メートル
⑵　登記年月日番号　京都地方法務局昭和20年２月16日受付第1484号
⑶　登記した権利の内容
登記の目的　条件付賃借権設定仮登記
原因　昭和20年２月12日設定（条件　昭和20年２月12日貸付金6,384円の債務不履行）
借賃　１月84円
支払期　毎月28日
存続期間　３年
特約　譲渡、転貸ができる
権利者　神戸市兵庫区大開通二丁目12番地
好井　芳

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和　８年（家）第　　２５３号
千葉県鴨川市天津1892番地
申立人　髙濵　誠子
本籍千葉県鴨川市天津1892番地
最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　髙濵栄太郎
昭和49年７月20日生
届出期間満了日　令和９年１月29日
千葉家庭裁判所　　館山支部

令和８年（家）第1492号
札幌市南区川沿１条６丁目４番11号
申立人　小坂　弘章
本籍北海道札幌市南区藤野２条12丁目23０番地84
最後の住所札幌市南区藤野２条12丁目13番７号
不在者　小坂　芳弘
昭和14年３月６日生
届出期間満了日　令和9年1月27日
札幌家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第３１６号
本籍静岡県静岡市葵区長谷町29番地４
最後の住所静岡県静岡市葵区長谷町29番地の４
不在者　藤若　　暁
昭和41年11月30日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第２１４号
本籍宮城県仙台市青葉区みやぎ台５丁目128番地91
最後の住所宮城県仙台市青葉区みやぎ台５丁目16番16号
不在者　関　　竜太
昭和44年６月18日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所裁判所書記官

令和　７年（家）第　　４０６号
本籍滋賀県湖南市柑子袋西２丁目92４番地２
最後の住所滋賀県湖南市吉永50８番地50
不在者　田中スミ子
昭和４年７月９日生
令和８年９月18日失踪宣告審判確定
大津家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第６５９号
本籍兵庫県神戸市灘区灘南通１丁目６番地
最後の住所奈良県桜井市大字大福18１番地の９
不在者　杉浦惠美子
昭和20年11月６日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第６３７号
本籍長野県松本市大字岡田町790番地
最後の住所千葉県船橋市湊町２丁目15番15-203号
不在者　所　光二
大正９年４月23日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２２６号
神奈川県横須賀市森崎４丁目30番３号
債務者　株式会社ショーエイ
代表者代表取締役　坂本　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第８８１号
千葉県松戸市西馬橋３丁目37番地の９サニークレメントⅡ202号
債務者　合同会社Ｓｎａｔｃｈ
代表者代表社員　小山　修輔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋倉　征成
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時10分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２５２７号
神奈川県藤沢市立石２丁目７番10号
債務者　ダイハツ新湘南販売株式会社
代表者代表取締役　大木　崇規
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井川哲也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時50分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５２８号
神奈川県茅ヶ崎市今宿1020番地
債務者　ダイハツ新湘南サービス株式会社
代表者代表取締役　片渕　俊郎
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井川哲也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時50分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３９号
川崎市中原区今井南町８番12―407号
債務者　株式会社パートナーリフォーム
代表者代表取締役　柄澤　幹男
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿　琢生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時40分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２２１８号
愛知県あま市新居屋郷124番地
債務者　株式会社エイチアンドケイ
代表者代表取締役　小島　雅文
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　文彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２８３号
奈良市富雄北二丁目３番30号河本マンション203号室
債務者　有限会社テラカワコーポレーション
代表者取締役　寺川　正洋
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時15分
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７０４号
東京都三鷹市下連雀二丁目８番24号
債務者　八洲開発株式会社
代表者代表取締役　磯村田鶴子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅川　　一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時45分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４８号
東京都町田市原町田３－２－８アトラスタワー町田405
債務者　株式会社ＢＯＮＤ
代表者代表取締役　石井　貴康
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　健治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８８９号
東京都武蔵村山市残堀一丁目110番地８
債務者　有限会社丸洋食品
代表者取締役　渡辺　　博
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉盛　勝久
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前11時45分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３８９号
岐阜県関市迫間台二丁目10番10号
債務者　有限会社セブン
代表者代表取締役　藤吉　真年
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　義孝
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１９０号
山形県寒河江市大字西根字石川西343番地の１
債務者　株式会社サガエスイミングクラブ
代表者代表取締役　阿部　勝利
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　三之
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３０号
鳥取県鳥取市青谷町亀尻62番地
債務者　株式会社伊藤畜産
代表者代表取締役　伊藤　夏日
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　おおるり法律事務所
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５０３号

神奈川県小田原市栢山2439番地の１　共立第２栢山マンション３―401

債務者　荒井　　誠

1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　佑
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２４２号

愛知県豊橋市下地町字橋口124番地の７

債務者　石川　圭一

1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植村　恭介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２９９号

愛知県安城市小川町三日三升203番地１　レイスペース小川Ｂ棟706

債務者　都築　一広

1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　洋一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４６７号

神戸市兵庫区駅南通２丁目１番10―502号

債務者　ユウキダンボールこと　川西智和喜（旧姓河野）

1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３１号

鳥取県鳥取市青谷町亀尻135番地５

債務者　伊藤　夏日

1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　おおるり法律事務所
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３２号

鳥取県鳥取市青谷町亀尻62番地

債務者　伊藤　武彦

1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　おおるり法律事務所
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０２号

千葉県佐倉市上志津1762番地59　エクレール上志津Ⅱ102

債務者　山本　伸悟

1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　東生
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第７２２号

愛知県春日井市白山町３丁目３番地１　ドリーミオ白山201号室

債務者　上野　明美

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中子　祐矢
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３０１号

愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西30番地　プレミアムタウンＡ102

債務者　堀江　　徹

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　雅英
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４４９号

名古屋市守山区新守町190番地　第２森ビル102号

債務者　鳴澤　立次

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田阪まなみ
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２７号

宮崎県都城市菖蒲原町19号４番地２

債務者　瀬戸山智昭

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４４７０号

大阪市住之江区北加賀屋５丁目２番35号

債務者　米田　知史

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　央貴
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８０１号

大阪府枚方市岡東町14番30―302号

債務者　中川　奈央

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　勇佑
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８０号

大阪市住吉区苅田２丁目16番17―602号

債務者　田川　幸男

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　啓
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０４０号

大阪府八尾市久宝寺２丁目４番59号　サンコート八尾503号

債務者　松村　淑子（旧姓梁川）

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　雅貴
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２６７号

大阪市中央区常盤町２丁目３番11―302号

債務者　重藤　哲久

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　　仁
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３７号
大阪市浪速区戎本町１丁目６番９号　エクセレント大国町　801号
債務者　宇城　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　至田　明史
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６号
長崎県雲仙市国見町多比良丁257番地４、住民票上の住所長崎県諫早市森山町杉谷2100番地１
債務者　黒田　堅聖
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７３３８号
東京都江東区千石２丁目５－５－208
債務者　落合　裕一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３６９号
東京都町田市玉川学園４丁目３－37－206
債務者　椛島　建太
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７７号
東京都目黒区緑が丘２丁目６－12　セロベルデⅡ－201
債務者　町野　公俊
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４０７号
東京都世田谷区経堂２丁目25－８－205
債務者　桑原　直人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４０９号
東京都杉並区和田１丁目20－２　さざんかハイム杉並
債務者　山路　怜瑠
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４１８号
東京都江東区白河１丁目５－１－211
債務者　牛嶋　栄子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４２５号
東京都目黒区東が丘１丁目21－15
債務者　銭袋　千尋
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３０号
北海道旭川市永山８条３丁目５番５号　パレスリバージュ101号室
債務者　工藤　優菜
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月10日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４６号
北海道旭川市忠和５条１丁目６番10号　忠和５・１ハイツ101号室
債務者　黒川　　正
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月23日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７１号
北海道河西郡芽室町西６条９丁目２番地16　ヴァンベール２　102
債務者　池田　泰枝
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月10日午前10時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第４８４１号
大阪市港区波除１丁目５番11－202号
債務者　田辺　将也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７３６６号
東京都足立区弘道１丁目33－６－206
債務者　永井　美由
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

令和７年（フ）第１４２号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1506番地
破産者　有限会社アリムラテレビ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第１２２９号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀476
破産者　株式会社三友商貿
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２９号
栃木県佐野市朝日町790番地１　スカイレジデンス101号
破産者　株式会社　まる秀商店
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第５８４号
東京都立川市曙町３丁目７番10号都営曙町３丁目アパート10―1016
破産者　佐藤　達也
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第２１１号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸233番地
破産者　甲斐　輝明
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第３７号
福岡県行橋市東大橋２丁目６番５号　サンフィットレジデンス206、前住所福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番26―317号　クラブオリエントビルＮＯ．102
破産者　大友　将輝
１　破産債権の届出期間　令和８年10月29日まで
２　一般調査期日　令和８年11月26日午前11時30分
令和８年10月６日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第４８号
北海道旭川市東光８条６丁目５番16号　梅村貸家
破産者　菅原　修治
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和８年12月23日午後３時
令和８年10月９日　旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５号
茨城県稲敷市阿波838番地
破産者　有限会社平山新聞店
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和９年１月28日午後１時45分
令和８年10月９日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第４６号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘３－５－２、開始決定時の住所兵庫県宝塚市口谷東１丁目６番４号
破産者　小島　豊
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和９年１月14日午前11時
令和８年10月９日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第９号
奈良県吉野郡下市町大字善城114番地の１
破産者　株式会社ドローフーズ
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和８年12月24日午後２時30分
令和８年10月７日　奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第１９号
広島県安芸高田市吉田町多治比1319番地１
破産者　竹本　英明
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和９年１月８日午後１時30分
令和８年10月８日　広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第１６７４号
名古屋市千種区菊坂町１丁目10番地　東和覚王山ヒルズ201号
破産者　小野原佳美
１　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
２　一般調査期日　令和９年１月20日午前10時30分
令和８年10月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３号
大分県日田市大字友田1178番地７
破産者　合原　和徳
１　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
２　一般調査期日　令和８年12月２日午前11時15分
令和８年10月８日　大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第１２０号
兵庫県芦屋市西山町17番10号　芦屋アーバンライフ607、従前の住所兵庫県芦屋市東芦屋町20番５―106号
破産者　沢岻美奈子
１　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
２　一般調査期日　令和８年12月22日午後１時30分
令和８年10月８日
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１７５号
兵庫県姫路市勝原区宮田192番地２　ＰＵＲＥ　ＲＹＵＪＵⅡ201号室、従前の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田２丁目36番地５
破産者　阿部　悠也
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和９年１月15日午後１時10分
令和８年10月９日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４６８号
北九州市門司区高田１丁目２番17―1409号、前住所北九州市門司区藤松１丁目４番１―103号
破産者　山下久美子（旧姓長岡）
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和８年12月15日午前11時30分
令和８年10月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第３３７号
福島県本宮市高木字猫田48番地１　キャッツ21　101号、開始決定時の住所福島県安達郡大玉村大山字仲ノ内150番地９
破産者　鈴木金一郎
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和８年11月30日午前11時30分
令和８年10月９日
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１０８２号
名古屋市瑞穂区浮島町５番24号　南部第１寮124号、従前の住所愛知県尾張旭市狩宿町１丁目83番地
破産者　田中　澄雄
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午前10時35分
令和８年10月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１５号
熊本県菊池郡大津町大字吹田564番地４　さんそん桜団地６号、開始決定時住所熊本県菊池郡大津町美崎野３丁目12番８号
破産者　後藤　純一
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和９年１月19日午前11時
令和８年10月９日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９６号
熊本市中央区保田窪１丁目１番51―603号　モンパレ上水前寺
破産者　千本　博
１　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
２　一般調査期日　令和９年１月26日午前11時30分
令和８年10月９日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９９８号
さいたま市岩槻区城南四丁目１番28号
破産者　有限会社光コンクリートポンプ
１　破産債権の届出期間　令和９年１月13日まで
２　一般調査期日　令和９年１月27日午前11時
令和８年10月７日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２７７４号
大阪市西淀川区中島１丁目１番４号　ナーシングホームアルク西淀川
破産者　増野　守
異議申述期間　令和８年12月３日まで
令和８年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３１号
北海道日高郡新ひだか町静内御園300番地の１　さくら御園館
破産者　川奈野榮一
異議申述期間　令和８年12月４日まで
令和８年10月９日
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第１６０３号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目６番21号
破産者　橋本　沙織
異議申述期間　令和８年12月11日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第７号
福岡県久留米市東櫛原町５１０番地１
清算株式会社　株式会社長野時計店
代表清算人　長野真智子
１　決定年月日　令和８年１０月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所久留米支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２０号
京都市山科区東野中井ノ上町１番地２１
清算株式会社　Ｋ商事株式会社
１　決定年月日　令和８年９月３０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和8年（ヒ）第3027号
大阪府和泉市池田下町２３２番地の１
清算株式会社　株式会社ＣＳＢ　ＲＩＤＥ
１　決定年月日　令和8年10月5日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第２号
和歌山県田辺市古尾１１番２９号
清算株式会社　株式会社西照
１　決定年月日　令和８年１０月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和７年（ヒ）第３号
滋賀県愛知郡愛荘町東円堂仲切1117番地の５
清算株式会社　株式会社竹山開発
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所彦根支部

更生手続終結

令和７年（ミ）第２号
大阪市中央区大手前一丁目７番31号ＯＭＭビル16階
更生会社　株式会社タガヤス
管 財 人　山　本　幸　治
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第６号
岩手県奥州市水沢真城字北野180番地５
再生債務者　小澤　まり
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（再イ）第７号
岩手県奥州市水沢字桜屋敷西206番地２
再生債務者　佐藤　雄介
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（再イ）第８０号
宮城県宮城郡利府町葉山一丁目17番地10
再生債務者　廣瀬　　貴
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第４０号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町478番地３
再生債務者　森下　裕太
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第９９号
京都市南区吉祥院東砂ノ町39番地　トヨダビル411
再生債務者　神谷　　実
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１６号
広島県三原市宮沖５丁目10番７―402号
再生債務者　山本　竜也
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和７年（再イ）第４３号
広島県福山市多治米町四丁目23番20号
再生債務者　白石　　慎
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前９時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再ロ）第６号
広島県福山市本郷町506番地５
再生債務者　小林　智美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第２３号
愛媛県新居浜市王子町５番23号
再生債務者　青野　　茂
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月24日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（再イ）第９号
福岡県みやま市高田町徳島453番地
再生債務者　鈴木　健一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（再イ）第２４号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目４番17号
再生債務者　大城　孝江
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（再イ）第３５号
盛岡市桜台三丁目７番４号
再生債務者　古舘　晴香（旧姓堤）
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第５１号
東京都八王子市椚田町593番地16ハウス栄光102号
再生債務者　山下　忠男
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１４２号
東京都町田市金井５丁目１番19号
再生債務者　原田友香里
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１４６号
東京都三鷹市下連雀６丁目14番10―38号
再生債務者　大江　貴子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第７号
新潟県加茂市高須町１丁目６番２号
再生債務者　小野里文成
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（再イ）第６号
石川県小松市串町セ100番地11
再生債務者　坂井　博志
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（再イ）第２号
高知県四万十市安並19番地11　メゾン太陽Ⅲ21号室
再生債務者　齋藤　充治
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
高知地方裁判所中村支部

令和８年（再イ）第４号
高知県宿毛市中央７丁目５番21号　仲上ハイツ305
再生債務者　小松　宏誠
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
高知地方裁判所中村支部

令和８年（再イ）第１８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門2824番地15
再生債務者　宮崎　まり
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第５７号
鹿児島市田上台３丁目35番４号
再生債務者　有島　　潤
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第６９号
鹿児島市天保山町18番６号　Ａ．ＲＥＫＴＥＮＰＯＺＡＮ207号
再生債務者　上野　好正
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第１２４号
埼玉県川口市差間３丁目34番16号
再生債務者　佐々木彩乃
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１３１号
埼玉県久喜市久喜中央１丁目９番１―303号
再生債務者　加々尾　哲
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１３８号
埼玉県朝霞市根岸台２丁目12番４号
再生債務者　鈴木　龍太
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第４０号
愛媛県伊予市下吾川410番地２棟８号
再生債務者　高岡　光生
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月11日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１５４号
札幌市豊平区平岸１条５丁目１番Ｂ８―103号
再生債務者　上山　仁也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１９４号
北海道江別市上江別東町25番地の４
再生債務者　齊藤　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第７号
北海道北見市双葉町４丁目２番13号　プレンティーＣ棟103号
再生債務者　増田　卓真
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和８年（再イ）第９３号
さいたま市岩槻区大字飯塚1218番地６
再生債務者　生駒　光輝
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１５１号
埼玉県川口市芝塚原１丁目３番22号　アヴァンツァーレ芝105号
再生債務者　山市　敦弘
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１８７号
千葉市花見川区朝日ケ丘２丁目１番１棟910号
再生債務者　上田裕太郎
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２０号
千葉県木更津市貝渕３丁目10番34号
再生債務者　橋本　　進
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第４０号
岐阜県羽島市足近町４丁目333番地６
再生債務者　野原　康弘
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第５８号
岐阜市上土居４丁目10番４号
再生債務者　妻木　隆道
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第１６１号
名古屋市中川区上高畑１丁目73番地
再生債務者　浦中建材こと　浦中　洋和
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月５日から令和８年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２１４号
名古屋市中区正木１丁目２番５号　ステージグランデ山王1003号
再生債務者　松尾　大地
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月５日から令和８年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第４４号
岡山県浅口市金光町須恵1129番地
再生債務者　三澤　隆志
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第５４号
岡山県倉敷市水島南春日町７－９　ブルーソレイユ301号室
再生債務者　河手　愛斗
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第２号
北海道新冠郡新冠町字北星町16番地の14
再生債務者　高野　　均
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部再生係

令和８年（再イ）第１２号
岐阜県高山市大新町３丁目178番地14
再生債務者　南　　早苗
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和８年（再イ）第３１号
鳥取県米子市四日市町83番地
再生債務者　吉本　頌平
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第１１１号
千葉県松戸市稔台８丁目27番地の10
再生債務者　江川　慎吾
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第８３号
岡山市南区西市110番地49
再生債務者　山口　裕真
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第４６号
千葉県松戸市常盤平３丁目26番地の４　グリーンパーク常盤平401号
再生債務者　兼田　正和
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第９９号
千葉県松戸市常盤平５丁目11番地の32　トラッド常盤平201号
再生債務者　菅家　武志
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１００号
千葉県流山市おおたかの森東３丁目37番地の４　ロゼール210
再生債務者　石川　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第２８号
山梨県北杜市明野町上手3090番地
再生債務者　東條　　嵩
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第１１５号
神戸市北区菖蒲が丘１丁目22番地の83
再生債務者　藤井　章徳
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第８６号
北九州市小倉北区小文字２丁目２番18号
再生債務者　後藤　英二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１６号
熊本市東区御領３丁目17番23号
再生債務者　坂本　航介
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第４９号
熊本市東区東町４丁目１番１―408号　東町北住宅
再生債務者　山本　常雄
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第５３号
熊本市北区楠野町1121番地10
再生債務者　江口　武史
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第１４号
北海道河西郡芽室町東めむろ３条北１丁目４番地４
再生債務者　大友　　悟
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月８日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和８年（再イ）第２号
北海道名寄市字徳田65番地161　ソレイユ103号室
再生債務者　塩見　昌大
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日　旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（再イ）第６６号
埼玉県川越市新宿町６丁目19番地22
再生債務者　橋本　　望
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１７号
三重県名張市富貴ケ丘６番町116番地
再生債務者　山下　　明
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第３４９号
大阪府茨木市天王２丁目８番21号　天王ビル503号
再生債務者　すずき接骨院こと　鈴木　　駿
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第５２号
堺市東区日置荘原寺町437番地19
再生債務者　森山　洋輔
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１１０号
札幌市豊平区福住１条２丁目16番20―405号
再生債務者　冨田　雄博
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１１３号
札幌市北区篠路６条３丁目３番７―２号
再生債務者　渡邊　淳士
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１１９号
札幌市北区新琴似３条11丁目10番25号
再生債務者　中川麻莉子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１５６号
札幌市中央区北５条西16丁目２番地８　Ｓ－ＦＯＲＴ札幌北５条　306号
再生債務者　遠藤　陽介
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９号
北海道室蘭市港北町３丁目14番７号
再生債務者　中里　　勝
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和８年（再イ）第１２号
北海道空知郡上富良野町泉町２丁目６番15号
再生債務者　中田　健悟
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日　　旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２号
福島県南相馬市原町区青葉町一丁目165番地の７　セジュール青葉102号
再生債務者　菅野　健太
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日　福島地方裁判所相馬支部

令和８年（再イ）第５８号
埼玉県所沢市上新井１丁目33番地の１
再生債務者　西山　　勇
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第２０号
三重県伊賀市上野車坂町662番地の８　パークグリーンヒルＢ棟102号室
再生債務者　萱室　光基
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第９号
福島県郡山市日和田町字蛇ケ森28番地の25
再生債務者　佐藤　正則
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月８日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第１５号
福島県本宮市本宮字葭ヶ入25番地２
再生債務者　竹内　祥哲
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月８日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第４号
石川県能美市和光台四丁目30番地
再生債務者　谷口　格章
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月８日　金沢地方裁判所小松支部

令和８年（再イ）第９２号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目22番４号　和光寮208号（住民票上の住所）千葉県柏市高柳1748番地11
再生債務者　平川　　明
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１０９号
神奈川県海老名市中新田１丁目24番８号　メゾンヒラモトＤ号室
再生債務者　仲手川　巧
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１４９号
横浜市鶴見区市場上町６番２－１号
再生債務者　篠原　　禅
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１６１号
神奈川県高座郡寒川町小谷３丁目９番32号
再生債務者　岩田　侑也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第４号
茨城県結城市大字結城10579番地２　富士見ハイツ302
再生債務者　村田ディエゴこと　ウエオカ　ムラタ　ディエゴ
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月23日まで
令和８年10月９日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第２号
千葉県木更津市真舟５－12－11
再生債務者　富岡　桐也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月23日まで
令和８年10月８日
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第１２８号
横浜市港北区日吉５丁目５番２－106号
再生債務者　良知　聡美
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月23日まで
令和８年10月９日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第２１７号
東京都練馬区春日町６－13－53－102
再生債務者　高尾　勇志
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月８日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２５２号
東京都西東京市田無町５－７－47－105
再生債務者　市川　淳子
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月８日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２５８号
東京都葛飾区南水元４－18－９　シャルムⅡ303
再生債務者　高橋　祐介
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月８日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２６３号
東京都文京区水道２－16－２－504
再生債務者　平木　慎司
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月８日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３９号
川崎市幸区南加瀬２丁目31番６－202号
再生債務者　相田　良弘
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第１２号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目５番地
再生債務者　佐藤　卓也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（再イ）第５２号
相模原市南区鵜野森２丁目６番23号
再生債務者　白井　真央（旧姓　菊池）
１　決議に付する再生計画案　令和８年６月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第１２号
相模原市緑区下九沢1936番地４
再生債務者　渋谷友一郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第１１４号
愛知県尾張旭市東三郷町311番地５
再生債務者　酒井　史子
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１４号
愛知県豊田市月見町２丁目８番地17　アーバンハイツ豊田月見町401号
再生債務者　内山　祐介
１　決議に付する再生計画案　令和８年６月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第１７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲1962番地５
再生債務者　岩永　真幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第２０号
佐賀県鳥栖市あさひ新町926番地５
再生債務者　淡野　寛司
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第１１号
山形県酒田市千日町17番12号　ヒルサイドテラス203号
再生債務者　竹田　　元
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日　山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第１３号
茨城県土浦市常名1921番地
再生債務者　小野　尚宏
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（再イ）第４１号
茨城県取手市紫水二丁目８番地12
再生債務者　渡辺きよ江
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第５７号
千葉県野田市清水公園東２丁目15番地の18
再生債務者　木村　恵太
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月２日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１５号
神奈川県横須賀市ハイランド１丁目18番６号
再生債務者　竹村　　浩
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第２１号
富山市呉羽町4253番地７
再生債務者　岩杉　豪之
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日　　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３８号
静岡県三島市谷田（御門）490番地の11　メゾンMロード208
再生債務者　土屋　茂之
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第２９８号
大阪市生野区舎利寺２丁目15番８号　エリットハイツ　201号
再生債務者　柴田　正美
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７５号
千葉県流山市松ケ丘５丁目703番地の22
再生債務者　長嶺　佑哉
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１７号
山梨県南アルプス市田島1033番地１
再生債務者　石倉　佑悟
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第２７号
和歌山市三葛1134番地16
再生債務者　丸三商店こと　納谷　久和
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１８号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山266番地１
ベアーズコート津嘉山403
再生債務者　壹岐　俊和
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第１２４号
札幌市手稲区稲穂４条４丁目16番12号
再生債務者　立木　　翼
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１３４号
札幌市中央区北３条東３丁目１番地９　グランカーサ北３条203号
再生債務者　石川　祐奈
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１４号
長野市伺去34番地５
再生債務者　中山　雄介
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２５０号
大阪府吹田市原町２丁目31番11号
再生債務者　藤山賢吏郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第５１号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目６番24―１Ｊ号　セイワコートプレミアム
再生債務者　北谷　利勝
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第２３号
福島県郡山市開成三丁目７番６号
再生債務者　三高　賢斗
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月９日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第２１号
滋賀県東近江市五個荘金堂町549番地６
再生債務者　阪口　高志
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月９日　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第２２号
鹿児島市草牟田２丁目13番８号　ヴィラ・メイ301号、前住所鹿児島市草牟田２丁目37番59―１号
再生債務者　渡部　達也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第３７号
岡山県浅口郡里庄町大字浜中1027番地１
再生債務者　眞田桂太朗
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月28日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第６号
山口県岩国市装束町五丁目12番57号
再生債務者　日高　直輝
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月28日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日　山口地方裁判所岩国支部

令和８年（再イ）第３０号
鹿児島市吉野町5956番地39
再生債務者　南園　大介
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月28日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第６２号
兵庫県尼崎市小中島１丁目７番12号　サンライト松本　401
再生債務者　東　　厚史
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月29日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第５号
広島県三原市沼田東町釜山760番地66
再生債務者　佐藤　広一
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日　広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第７号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城5355番地５
再生債務者　山田　　歩
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（再イ）第８号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城5355番地５
再生債務者　山田　達郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（再イ）第１５号
青森県青森市浪岡大字北中野字下嶋田２番地７
再生債務者　倉内勇太郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日　青森地方裁判所弘前支部

令和８年（再イ）第１８号
山口県宇部市西平原２丁目３番43―２号
再生債務者　御手洗　修
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（再イ）第７７号
北九州市小倉北区古船場町８番13―602号
再生債務者　野尻　貴之
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月28日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第９８号
神戸市須磨区宝田町３丁目２番２号
再生債務者　森　　雅之
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月29日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１号
兵庫県丹波市柏原町母坪485―３
再生債務者　上田　　智
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月29日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日　神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（再イ）第６５号
兵庫県姫路市飾磨区中島1139番地52
再生債務者　笑酒屋ひろくんこと　中田　宏樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月29日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第７２号
兵庫県加古川市加古川町大野865番地の１
シャルム山手201号
再生債務者　松井　　健
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月29日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第８９号
北九州市八幡西区東鳴水５丁目２番９号
再生債務者　鎌田　雅也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月29日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第９１号
北九州市八幡西区市瀬３丁目17番22号（おおぞら102）
再生債務者　石井　　章
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月29日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第４号
新潟県新発田市中曽根町３丁目12番15号　エトワール中曽根　Ｂ棟　１－６
再生債務者　相馬　優希
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（再イ）第７４号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津３丁目21番８号
再生債務者　桑野　秀則
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２９号
長崎県長崎市琴海戸根町739番地17ＵＲＡＫＡＭＩアパート１Ｆ（開始決定時の住所）長崎県長崎市長浦町20番地
再生債務者　瀬戸脇　航
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３号
愛媛県松山市立花４丁目５番52号
再生債務者　原田　裕幸
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月７日　　松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第５号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原3171番地２
再生債務者　曽山　大輔
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

令和８年（再イ）第３４号
愛媛県松山市清水町２丁目１番地４
再生債務者　浅漐　裕世
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日　　松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２３号
青森県むつ市大平町32番18号
再生債務者　山谷　正史
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月９日
青森地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第１０号
神奈川県横須賀市平作７丁目16番７－４号
再生債務者　植松　　達
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月７日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第２４号
熊本市東区月出１丁目４番47号　エンゼルマンション月出203号
再生債務者　岩﨑　　航
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
令和８年10月７日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第４０号
北九州市小倉南区若園１丁目11番４号
再生債務者　黒木　正信
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２８号
静岡県三島市富士見台44番地の８
再生債務者　長田　悠作
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月９日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第５号
静岡市駿河区向敷地１丁目14番24号
再生債務者　三浦　智子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再ロ）第１００２０号
東京都足立区西新井栄町３－１－１－409
再生債務者　望月　直也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再ロ）第８号
北九州市小倉南区沼本町４丁目16番55号
再生債務者　佐々木裕幸
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再ロ）第２号
長崎県大村市武部町817番地４　デザイナーズマンション104
再生債務者　森本　憲男
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再ロ）第３号
岩手県奥州市胆沢小山字尼沼24番地８
再生債務者　小野寺和敏
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第１号

兵庫県宍粟市千種町鷹巣174番地１
再生債務者　金本　　晃
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

令和８年（再ロ）第１号

高知市石立町22番地25
再生債務者　平野　奈奈
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月９日
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号

東京都練馬区田柄３丁目９番14―503号
再生債務者　深川　優真
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再ロ）第１４号

大阪府東大阪市高井田元町２丁目６番10号
再生債務者　梶山　智史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第５号

和歌山県新宮市三輪崎一丁目８番５号
申立人　関　賢士
住所・居所　不明
（最後の住所）和歌山県東牟婁郡本宮町本宮186
所在等不明共有者　関　昶久
届出期間満了日　令和９年２月５日
令和８年10月５日
和歌山地方裁判所新宮支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　田辺市本宮町本宮字上町
地番　186番
地目　宅地
地積　169．10平方メートル
所在等不明共有者の持分４分の１
２　所在　田辺市本宮町本宮字上秩所
地番　1155番２
地目　畑
地積　323平方メートル
所在等不明共有者の持分４分の１
３　所在　田辺市本宮町本宮字上秩所
地番　1183番１
地目　畑
地積　131平方メートル
所在等不明共有者の持分４分の１
４　所在　田辺市本宮町本宮字上秩所
地番　1183番２
地目　畑
地積　57平方メートル
所在等不明共有者の持分４分の１

以上

令和８年（チ）第１０号

鹿児島市郡山岳町2952番地1
申立人　加治木　吉寅
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野9393番地
所在等不明共有者　岩切　ミツ子
届出期間満了日　令和９年２月５日
令和８年10月５日
鹿児島地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　鹿児島市郡山岳町
地番　2942番2
地目　畑
地積　54平方メートル
所在等不明共有者の持分　９分の1
２　所在　鹿児島市郡山岳町
地番　2953番
地目　田
地積　318平方メートル
所在等不明共有者の持分　９分の1
３　所在　鹿児島市郡山岳町
地番　2956番4
地目　山林
地積　1652平方メートル
所在等不明共有者の持分　９分の1
４　所在　鹿児島市郡山岳町
地番　2957番
地目　田
地積　1321平方メートル
所在等不明共有者の持分　９分の1
５　所在　鹿児島市郡山岳町
地番　2958番1
地目　原野
地積　539平方メートル
所在等不明共有者の持分　９分の1
６　所在　鹿児島市郡山岳町
地番　3064番
地目　山林
地積　574平方メートル
所在等不明共有者の持分　９分の1

令和８年（チ）第５号

北海道白糠郡白糠町西庶路西１条北２丁目１番地40
申立人　佐藤　臣是
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府東大阪市西堤学園町２丁目23番地
所在等不明共有者　佐藤　博一
届出期間満了日　令和９年２月５日
令和８年10月５日
釧路地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　白糠郡白糠町西庶路西１条北３丁目
地番　１番13
地目　宅地
地積　272．83平方メートル
所在等不明共有者の持分　６分の１

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第４９号

神戸市中央区加納町６丁目５番１号
申立人　神戸市建築住宅局長　　増田　匡
（亡黒川ヱミ子の最後の住所）神戸市北区有野台９丁目９番の５
所有者　亡黒川ヱミ子相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月２日
令和８年１０月２日
神戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　神戸市北区有野台９丁目
地番　９番５
地目　宅地
地積　２９４．５３平方メートル

２　（主である建物の表示）
所在　神戸市北区有野台９丁目９番地５
家屋番号　９番５
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　７７．３４平方メートル
２階　２７．００平方メートル
（附属建物の表示）
符号　１
種類　物置
構造　木造石綿セメント板葺平家建
床面積　１６．５６平方メートル
３　所在　神戸市北区有野台９丁目９番地５
家屋番号　（未登記）
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　３４．７７平方メートル
２階　３４．７７平方メートル

令和８年（チ）第５１号

神戸市中央区加納町６丁目５番１号
申立人　神戸市建築住宅局長　　増田　匡
（亡垣田勝紀の最後の住所）神戸市長田区野田町９丁目４番２１号
所有者　亡垣田勝紀相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月２日
令和８年１０月２日
神戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　神戸市長田区野田町９丁目
地番　３６番
地目　宅地
地積　５３．１７平方メートル
２　所在　神戸市長田区野田町９丁目３６番地
家屋番号　３６番の２
種類　居宅・車庫
構造　木造スレート葺３階建
床面積　１階　３２．４０平方メートル
２階　３２．４０平方メートル
３階　３２．４０平方メートル

令和８年（チ）第７号

栃木県鹿沼市下材木町１３５８番地
申立人　有限会社協和塗装
住所・居所　不明
（最後の住所）栃木県鹿沼市下材木町１３５７番地
（不動産登記記録上の住所）鹿沼市上殿町９４２番地１（タテノハイツＢ１０１）
所有者　宇賀神秀則
届出期間満了日　令和８年１２月４日
令和８年１０月５日
宇都宮地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　鹿沼市下材木町字西下材木町
地番　１３５７番１
地目　宅地
地積　３６５．４１平方メートル
２　所　　在　鹿沼市下材木町字西下材木町１３５７番地
家屋番号　１３５７番
種　　類　居宅
構　　造　軽量鉄骨造セメント瓦葺２階建
床面積　　１階　７８．０６平方メートル
２階　４４．３６平方メートル

令和８年（チ）第４号

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富６７５－１
申立人　岩美町長　長戸　清
住所・居所　不明
（亡吉水秋文の最後の住所）鳥取県岩美郡岩美町大字牧谷６２５番地
所有者　亡吉水秋文相続財産
届出期間満了日　令和８年12月7日
令和８年10月5日
鳥取地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　岩美郡岩美町大字浦富字北浜
地番　2475番211
地目　宅地
地積　152.48平方メートル
２　所在　岩美郡岩美町大字浦富字北浜
地番　2475番277
地目　宅地
地積　28.00平方メートル
３　所在　岩美郡岩美町大字浦富字北浜
地番　2475番278
地目　宅地
地積　43.58平方メートル
４　所在　岩美郡岩美町大字浦富字北浜2475番地211
家屋番号　2475番211
種類　居宅
構造　鉄骨造陸屋根２階建
床面積　１階　100.86平方メートル
２階　88.96平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和8年（チ）第4号

大阪市中央区大手前２丁目１－22
申立人　大阪府
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）和泉市父鬼町1484番地
所有者　並木繁太郎
届出期間満了日　令和8年12月1日
令和8年10月1日
大阪地方裁判所岸和田支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　和泉市父鬼町
地番　1472番
地目　畑
地積　115平方メートル

令和８年（チ）第７号

東京都千代田区霞が関１－１－１
申立人　国　代表者法務大臣　山下　貴司
住所・居所　不明
（亡一色敬二の最後の住所）愛媛県西条市新市１２２番地３
所有者　亡一色敬二相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月２日
令和８年１０月２日
松山地方裁判所西条支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　西条市新市
地番　４０番
地目　田
地積　１４３４平方メートル
２　所在　西条市新市
地番　５０番１
地目　田
地積　１４７９平方メートル

令和８年（チ）第８号

東京都千代田区霞が関１－１－１
申立人　国　代表者法務大臣　山下　貴司
住所・居所　不明
（亡青野剛臣の最後の住所）愛媛県西条市丹原町古田甲１４３８番地
所有者　亡青野剛臣相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月２日
令和８年１０月２日
松山地方裁判所西条支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　西条市丹原町古田
地番　甲６６０番
地目　田
地積　１２２７平方メートル
２　所在　西条市丹原町古田
地番　甲６７４番１
地目　田
地積　３８７平方メートル
３　所在　西条市丹原町古田
地番　甲６８２番１
地目　畑
地積　４２６平方メートル
４　所在　西条市丹原町古田
地番　甲６８５番
地目　畑
地積　１５２平方メートル
５　所在　西条市丹原町古田
地番　甲６９０番地
地目　田
地積　９７８平方メートル

令和８年（チ）第５号

福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目34番地
申立人　請戸川土地改良区
住居所　不明
（不動産登記記録上の住所）
福島県相馬郡福浦村大字浦尻字町
所有者　佐藤進之助
届出期間満了日　令和８年12月７日
令和８年10月５日
福島地方裁判所相馬支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　南相馬市小高区井田川字南新田
地番　229番
地目　田
地積　991平方メートル
所在　南相馬市小高区井田川字南新田
地番　230番
地目　田
地積　991平方メートル
所在　南相馬市小高区井田川字南新田
地番　231番
地目　田
地積　991平方メートル

令和８年（チ）第３号

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
申立人　群馬県知事　山本一太
住所・居所　不明
（亡岩野幸男の最後の住所）群馬県桐生市菱町二丁目１７８４番地
所有者　亡岩野幸男相続財産
（不動産登記記録上の氏名　岩野幸男）
届出期間満了日　令和８年１２月７日
令和８年１０月５日
前橋地方裁判所桐生支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　桐生市菱町二丁目字谷
地番　３１９８番１
地目　宅地
地積　１２４．５６平方メートル

令和８年（チ）第５号

埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518番地
申立人　上里町
代表者町長　山下　博一
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）埼玉県川口市青木町二丁目664番地
所有者　斉藤　力
届出期間満了日　令和8年12月5日
令和8年10月5日
さいたま地方裁判所熊谷支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　児玉郡上里町大字勅使河原字堀込
地番　621番7
地目　畑（現況：公衆用道路）
地積　5.94平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月十九日
掲載頁　四頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月十九日
掲載頁　四頁
令和八年十月二十日
千葉市若葉区加曽利町九三二番地四須藤ビル二階
（甲）株式会社三建
代表取締役　松橋　伸浩
千葉市若葉区加曽利町九三二番地四須藤ビル二階
（乙）株式会社常和
代表取締役　上田　貴司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式二万三四八〇株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　東京都内において発行する日本経済新聞
掲載の日付　令和八年九月二十八日
掲載頁　三十五頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月八日
掲載頁　八十八頁（号外第二二二号）
令和八年十月二十日
東京都渋谷区神宮前五丁目八番七号
（甲）飯田電機工業株式会社
代表取締役　飯田　美里
東京都渋谷区神宮前五丁目八番七号
（乙）株式会社アイディエス
代表取締役　飯田　美里

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年十月二十日
東京都豊島区南大塚二丁目一一番一〇号ミモザビル三階
（甲）合同会社バビンスキー
代表社員　神谷　論
東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階
（乙）合同会社ＭＵＳＡ
代表社員　神谷　論
東京都港区浜松町二丁目二番一五号
（丙）合同会社神谷管財
代表社員　神谷　論

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年九月三十日
掲載頁　三頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年九月三十日
掲載頁　三頁
令和八年十月二十日
東京都目黒区中根一丁目三番五号
（甲）トリックスターズ・アレア株式会社
代表取締役　日野加代子
愛媛県松山市湊町五丁目四番地一二
（乙）パワーステーション株式会社
代表取締役　浅海　弥生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月三十日
掲載頁　一一九頁（号外第二一六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月三十日
掲載頁　一二三頁（号外第二一六号）
令和八年十月二十日
東京都渋谷区桜丘町三番二号渋谷サクラステージＳＡＫＵＲＡタワー
（甲）サステナブルホールディングス株式会社
代表取締役　茂木　健太
東京都港区六本木五丁目二番一号
（乙）ＭＩＲＡＩ株式会社
代表取締役　安冨　輝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月十四日
掲載頁　九十頁（号外第二〇四号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月十四日
掲載頁　八十三頁（号外第二〇四号）
令和八年十月二十日
東京都新宿区西新宿一丁目二四番一号
（甲）オークスホールディングス株式会社
代表取締役　山田　真也
東京都新宿区西新宿一丁目二四番一号
（乙）オークスモビリティ株式会社
代表取締役　市川　進一

合併公告

左記会社は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とした吸収合併を行い、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月二十四日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十三日
掲載頁　六十五頁（号外第一五六号）
令和八年十月二十日
東京都港区芝三丁目二二番八号
（甲）オリックス自動車株式会社
代表取締役　内藤　進
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（乙）オリックス保険サービス株式会社
代表取締役　山口　治和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月二十六日

掲載頁　七十一頁（号外第一九〇号）

令和八年十月二十日

東京都中央区八重洲一丁目四番一六号

（甲）東洋電機製造株式会社

代表取締役　渡部　朗

滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋二九一一番六

（乙）株式会社ティーディー・ドライブ

代表取締役　中納　千秋

合併公告

左記法人は、吸収合併を行い、甲は乙の全ての権利義務を承継して存続し、乙は解散することとしましたので、公告いたします。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両法人は総社員の同意により、令和八年九月三十日付で本吸収合併を承認しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

神奈川県相模原市中央区富士見一丁目五番二号

（甲）行政書士法人ＥＸＴＲＡＴＩＦＹ

法務事務所　社員　大西　光輝

神奈川県厚木市東町八―七

（乙）行政書士法人きらり

社員　澤井　由式

社員　小澤　伸悟

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第二〇八号）

令和八年十月二十日

岐阜県多治見市宝町八丁目八番地の一

（甲）中部電気サービス株式会社

代表取締役　坂崎　善規

岐阜県多治見市小泉町二丁目二二三番地ＣＤＳビル二Ｆ

（乙）株式会社ワイズ・エネック

代表取締役　坂崎　善規

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十六日

掲載頁　四十四頁（号外第一三二号）

令和八年十月二十日

京都市中京区東洞院二条下る瓦之町三七四番地

（甲）オリオン株式会社

代表取締役　櫻井　勲

京都市南区上鳥羽南岩ノ本町二二番地

（乙）コロニス株式会社

代表取締役　櫻井　勲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nikkei.co.jp/investor/grpkoukoku/

（乙）https://www.nikkei.co.jp/investor/grpkoukoku/

（丙）https://www.nikkei.co.jp/investor/grpkoukoku/

令和八年十月二十日

大阪市中央区安土町三丁目五番六号

（甲）株式会社ナカヒロ

代表取締役　細田　直樹

東京都墨田区両国二丁目一番三号

（乙）アカツキ商事株式会社

代表取締役　須蒲　邦和

東京都千代田区岩本町二丁目六番九号

（丙）佐藤産業株式会社

代表取締役　森村　正博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の福祉用具事業に関する権利義務を承継することとし、乙はこれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　産経新聞

掲載の日付　令和八年六月二十七日

掲載頁　二十五頁（東京本社版）

二十七頁（大阪本社版）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十八日

掲載頁　六十頁（号外第一六八号）

令和八年十月二十日

東京都新宿区西新宿二丁目三番一号新宿モノリスビル

（甲）株式会社ベネッセスタイルケア

代表取締役社長　滝山　真也

東京都千代田区神田神保町二丁目四番

（乙）株式会社ベネッセキャリオス

代表取締役社長　橋本　英知

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道上川郡清水町字清水七二九―一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＢＴインフラ2号合同会社

代表社員　ＢＴインフラホールディングス2号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート一九階フィンポート税理士法人内

（乙）ＲＢソーラーレイテ合同会社

代表社員　ＲＢソーラーレイテホールディングス一般社団法人

職務執行者　松本　光博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道旭川市江丹別町中園一四他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＢＴインフラ1号合同会社

代表社員　ＢＴインフラホールディングス1号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート一九階フィンポート税理士法人内

（乙）ＲＢソーラーレイテ合同会社

代表社員　ＲＢソーラーレイテホールディングス一般社団法人

職務執行者　松本　光博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道雨竜郡秩父別町字秩父別一八四六―九二他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＢＴインフラ1号合同会社

代表社員　ＢＴインフラホールディングス1号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート一九階フィンポート税理士法人内

（乙）ＲＢソーラーレイテ合同会社

代表社員　ＲＢソーラーレイテホールディングス一般社団法人

職務執行者　松本　光博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金融事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://openhouse-group.co.jp/kokoku/ohg_a8a56.html

令和八年十月二十日

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号

（甲）株式会社ライフバリュー

代表取締役　鎌田　和彦

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号

（乙）株式会社おうちリンク

代表取締役　鎌田　和彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十日

東京都渋谷区笹塚二丁目二番七号

（甲）有限会社イー・ユー・エイチ

代表取締役　柵木幸三郎

東京都渋谷区笹塚二丁目二番七号

（乙）株式会社はるなっつ

代表取締役　柵木　樹里

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する金扇株式会社（住所大阪市北区太融寺町二番一一―一〇一号）に対して当社の保有する国内不動産に係る保有、管理及び賃貸事業並びにこれらに附帯する事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十日

大阪市北区太融寺町二番一一号

金扇土地建物有限会社

代表取締役　中野　惠介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ジェイエフピー（住所兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目六番三〇号）に対して当社の食品製造販売等事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報及び日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年九月三十日

掲載頁　官報　一二六頁（号外第二一六号）

日刊工業新聞　二十七頁

令和八年十月二十日

兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目六番三〇号

株式会社ティーケーシン

代表取締役　小澤　譲

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ビースパ（住所福岡県大野城市畑ケ坂一丁目二番一号）に対して当社のペット事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年九月十一日

掲載頁　十五頁

令和八年十月二十日

福岡市中央区天神五丁目一〇番一一号

株式会社コミュニティサービス

代表取締役　樫山　司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社登鍛治とし、効力発生日は令和八年十二月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

北海道登別市鷲別町四丁目三九番九号

合同会社アイム技建

代表社員　福澤　亮

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和九年一月一日であり、組織変更後の商号は、株式会社吉住米麦とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は当農事組合法人の主たる事務所に備え置いております。

令和八年十月二十日

宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字元外谷地三番地の三

農事組合法人吉住米麦

代表理事　浅野　邦夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＮＥＸＴＷＡＶＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

埼玉県川口市川口二丁目一二番二号

ＢＢＦ合同会社

代表社員　グェン　シー　クアン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

東京都世田谷区北烏山八丁目二一番五―五〇五号

合同会社ブレインハイム

代表社員　川瀬　章

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

東京都港区六本木三―四―三三マルマン六本木ビル三階

合同会社竜虎

代表社員　本松慎一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

東京都中野区上高田一丁目五〇番一二―一〇二号

合同会社ライズリペア

代表社員　村田　哲也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

神奈川県相模原市南区相武台一丁目二五番一号

合同会社ＳＯＬＬＡ

代表社員　大友由実子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

神奈川県横浜市港北区新横浜二―五―一四

ＷｉｓｅＮｅｘｔ新横浜ビル三階

アンビエンテ合同会社

代表社員　小川　雅史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目一〇番四八号むつみビル三階

合同会社Ｙ．Ｇ．Ｔクリエイト

代表社員　在間　理樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目一番六号

ほっとすまいる合同会社

代表社員　株式会社ＴＷ３

職務執行者　渡邊　智成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

石川県金沢市間明町二丁目五五

合同会社Ｒｅｔｕｒｎ

代表社員　山本　燿次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

静岡県浜松市中央区鍛治町一四〇番地

合名会社平野組

代表社員　平野　是行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

名古屋市天白区弥生が岡二〇一番地の一シティハウス八事六〇二号

ＵＯＺＡ合同会社

代表社員　ン・スースー・アネット

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

大阪市北区中崎西四丁目三番四〇―三〇五号

合同会社Ｒ企画

代表社員　日沖　涼子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はつなぐ株式会社とします。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年十月八日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

福岡県春日市白水ヶ丘三丁目一二三番地

つなぐ合同会社

代表社員　ｔｕｎａｇｕ株式会社

職務執行者　杉本　創

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社城間商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

沖縄県那覇市松山二丁目一〇番地七

合資会社城間商店

代表社員　城間　恒良

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十日

東京都千代田区神田神保町三丁目一一番六号神保町ビル一〇階

有限会社長谷

取締役　村岡佐喜子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　十六頁

令和八年十月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目七番一〇号ラディック虎ノ門ビル

サナテックシード株式会社

代表取締役　竹下　達夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二六五、七一二、〇〇三円減少することにいたしました。

臨時株主総会の決議は令和八年十一月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月二十日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目二〇番一二号

株式会社和心

代表取締役　森　智宏

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金二十七億円減少し、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

効力発生日は、令和八年十一月三十日です。

この資本準備金の額の減少について異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

https://tr-g.co.jp/

令和八年十月二十日

千葉県富津市新富六六番一

エム・エム・プラスチック株式会社

代表取締役　森村　努

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一三億六一〇五万五二一六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://justincase-tech.com/

令和八年十月二十日

東京都中央区日本橋兜町五番一号

（旧住所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番一号）

株式会社ｊｕｓｔＩｎＣａｓｅＴｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ

代表取締役　畑　加寿也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月二十日

東京都渋谷区恵比寿四―二〇―三恵比寿ガーデンプレイスタワー四Ｆ

株式会社アドベンチャー

代表取締役　中村　俊一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十億四千五万円、資本準備金の額を七十一億四千五万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＱＱＩ０１株式会社

代表取締役　三宅　誠一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億八千五百四万円、資本準備金の額を十億六千七百五十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月二十日

東京都中央区明石町八番一号

ウェーブロックホールディングス株式会社

代表取締役　石原　智憲

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七千六百五万円、資本準備金の額を金一億七千五百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十日

東京都世田谷区代沢四丁目一一番二号

株式会社サーチファンド・ジャパン０８

代表取締役　野口正太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.royal-minor-hotels.co.jp/

令和八年十月二十日

東京都世田谷区桜新町一丁目三四番六号

ロイヤルマイナーホテルズ株式会社

代表取締役　本山　浩平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億五千万円、資本準備金の額を十二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十七日

掲載頁　一〇九頁（号外第一一七号）

令和八年十月二十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

エヌブイワイ株式会社

代表取締役　髙橋　英生

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億円、資本準備金の額を百四十三億五千二百二十七万四千五百七十四円減少し、それぞれ五千万円、百一億九千七百七十二万五千四百二十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二五六頁（号外第一四三号）

令和八年十月二十日

福岡市中央区西中洲六番二七号

ゼロバンク・デザインファクトリー株式会社

代表取締役　永吉　健一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、令和八年十一月六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年十月二十日

栃木県宇都宮市下栗町二二七七番地七

株式会社ヴァン・クリエイト

代表取締役　城　秀一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年十一月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年十月二十日

東京都新宿区四谷三栄町一一番二〇号

東礼自動車株式会社

代表取締役　中村　元

基準日設定につき通知公告

左記会社の株主伊東彩佳は、東京地方裁判所立川支部令和八年（ヒ）第二十一号株主総会招集許可申立事件の許可決定（令和八年十月六日付）に基づき、令和八年十一月四日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、令和八年十一月中に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告します。

令和八年十月二十日

東京都西東京市田無町四丁目一八番五号―三〇一

和光建物有限会社

代表取締役　伊東　彩佳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十日

東京都品川区上大崎二丁目七番二六号

株式会社旭興産

代表取締役　金丸　武嗣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十日

東京都品川区上大崎二丁目七番二六号

グロードキャピタル株式会社

代表取締役　金丸　武嗣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号

株式会社ウェイブダッシュ

代表取締役　下山　一美

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十日

兵庫県明石市鷹匠町一〇番一二号

株式会社Ｙ．Ｋ．Ｍ．

代表清算人　佐藤　三枝

株式併合につき通知公告

当社は、株式十五万株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年十一月十一日であり、同日における発行可能株式総数は十株となります。

令和八年十月二十日

東京都新宿区四谷三栄町一一番二〇号

東礼自動車株式会社

代表取締役　中村　元

合併につき株券等提出公告

当社は、三備ホンダ販売株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十月二十日

香川県丸亀市飯山町川原一〇二九番地の一

株式会社ホンダ販売香川

代表取締役　前田　佳秀

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鈴木孝之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

アリタリア―ソチエタ・アエレア・イタリアーナ・エス・ピー・エイ

日本における代表者　鈴木　孝之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中陳道夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十月二十日

東京都千代田区平河町一丁目五番一三号平河町ＵＴビル六階　Ａｌｉｓｉｒａ　ＯＵ

日本における代表者　中陳　道夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である福岡武彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十月二十日

香港特別行政区、セントラル、デヴオ・ロード二四八、トウンヒップコマーシャルビルディング一七階、一七〇二号

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビル九Ｆ

ブルースコープ・スティール・ノース・アジア・リミテッド

日本における代表者　福岡　武彦

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市南区辻一丁目一七番、最後の住所埼玉県さいたま市南区辻一丁目一七番九号　被相続人　亡　諏訪　勝男

右被相続人は令和八年三月十五日死亡し、その相続人は令和八年八月十二日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

神奈川県横浜市港北区日吉本町三丁目二九番二二号アリュール日吉本町レジデンス五〇一　相続財産清算人　諏訪　淳一

限定承認公告

本籍大分県宇佐市大字森山一〇三三番地、最後の住所埼玉県上尾市大字小敷谷七七番地一西上尾第二団地二―三六―一〇八　被相続人　亡　今永登代子

右被相続人は令和八年六月日時不詳死亡し、その相続人は令和八年十月五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

大分県宇佐市大字四日市一五三三番地一　ロフティ宇佐Ⅰ一〇三号　限定承認者　今永　健敏

資金移動業の廃止の公告

当社は、令和八年十一月三十日をもって資金移動業を廃止する事といたしました。

資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務履行の完了方法につきましては左記に定めるとおりといたします。

記

一、令和八年十一月三十日までの取引において一週間以内に受取人に着金されなかった場合、現金受取の場合は三十日以内に受取完了されずにキャンセル扱いとなった場合は銀行口座を確認させていただき返還をいたします。

二、返還時の振込手数料等は当社で負担いたします。

以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告します。

令和八年十月二十日

東京都港区西新橋一丁目一番一号日比谷フォートタワー一〇階　ＷｏｒｌｄＲｅｍｉｔ　Ｌｔｄ.　日本における代表者　ウィットモア・ロバート

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、存続会社である甲は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。さらに、消滅会社である乙は、資本金の額を六億六千四百八十四万千百五円減少することにいたしました。

この合併又は資本金の額の減少に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://corp.tsukui.net/public_notice/

令和八年十月二十日

東京都港区赤坂二丁目五番八号　（甲）株式会社ＴＳＡ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　代表取締役　半田　智英

横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号　（乙）ジャパン・ウェルビーイング株式会社　代表取締役　高畠　毅

債権申出の催告

当社は、平成二十七年七月十七日費用不足による破産手続廃止決定により解散しましたが、残余財産の清算のため令和八年一月十九日津地方裁判所松阪支部より当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

三重県多気郡明和町大字上野六番地　籔谷工務店　清算人　弁護士　村瀬　勝彦

連絡先　三重県津市中央一番一号　三重会館四階　なぎさ法律事務所

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億一千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.akasaka-accounting.jp/balance/

令和八年十月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内　エスエルピーシー特定目的会社　取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十五億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　六十一頁（号外第九十号）

令和八年十月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　オリオンＭＦ特定目的会社　取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億九千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　六十二頁（号外第九十号）

令和八年十月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　シリウスＭＦ特定目的会社　取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　六十一頁（号外第九十号）

令和八年十月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　アルタイールＭＦ特定目的会社　取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　五十四頁（号外第九十二号）

令和八年十月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号　カニスＭＦ特定目的会社　取締役　田中　雅勝

取消公告

令和八年十月九日（号外第二二三号）掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、吸収分割公告のみを取消します。

令和八年十月二十日

東京都品川区広町二丁目一番三号　ＯＩＭ　ＡＣＨＩ・ＴＲＡＣＫＳ・ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ一四一八号室　（甲）株式会社おひさまホールディングス　代表取締役　廣海　勝也

徳島県徳島市応神町応神産業団地六番四　（乙）株式会社クラシオホールディングス　代表取締役　廣海　勝也

取消公告

令和八年十月六日掲載の限定承認公告は取消します。

令和八年十月二十日

東京都港区赤坂八丁目五番三二号田中駒ビル一階　相続財産清算人　代理人弁護士　遠藤　幸子